



Global Indirect Tax News

参考抄訳

税理士法人トーマツ
2015年2月号

※Deloitte Touche Tohmatsu Limited が発行する「[Global Indirect Tax News](#)」には、世界各国の間接税の最新情報が掲載されています。2月号から、米国、中国、英国の3カ国について主要見出しを紹介します。

米国

ミシガン州の新ネクサス規定

2015年10月1日より、ミシガン州において有形資産を販売する者は、当該販売者または関連者を含むその他の者（運送業者を除く）がミシガン州において以下のいずれかの活動を実施している場合、ミシガン州において小売業を営んでいる、すなわちミシガン州にネクサスを有するものと推定される。

- ・ 当該販売者と同種の製品を、同一または類似の商号を用いて販売している
- ・ 従業員、代理人、代表者、または非関連請負業者を用いて、当該販売者のミシガン州における販売の販促活動を行っている
- ・ 当該販売者によるミシガン州顧客への有形資産の引渡または販売を促進するために、ミシガン州に事務所、販売施設、倉庫、保管所その他の事業の場所を所有、占有または使用している
- ・ 当該販売者の合意または認識の下、当該販売者と同一または著しく類似する商標、サービスマーク、または屋号をミシガン州において用いている
- ・ 当該販売者のミシガン州顧客に対し、引渡し、据付け、組立て、保守または修理サービスを実施している
- ・ 当該販売者のミシガン州顧客が、当該販売者から購入した有形資産を、ミシガン州内の事務所、販売施設、倉庫、保管所その他の事業の場所において引取りまたは返品できるようにすることで、当該販売者によるミシガン州での販売活動を促進している
- ・ 当該販売者と、経営者、業務システム、業務慣行または従業員を共有している。関連者である場合、当該販売者のミシガン州における市場の確立および維持に伴う活動に関する関連者間取引に従事している
- ・ 当該顧客によるミシガン州顧客への有形資産の販売に関し、ミシガン州における市場の確立および維持に大幅に関連するその他の活動をミシガン州で実施している

➤ [原文\(英語\)はこちら](#)

中国

輸出増値税還付率の調整

財政部および国家税務総局の通達(財税[2014]第 150 号)に基づき、2015 年 1 月 1 日から、一部の製品につき、新たな輸出増値税還付率が適用されている。政府が輸出増値税還付率の調整を行うのは 2010 年以來のことである。

主要な変更: 本通達により、以下を含む一部の製品につき輸出増値税還付率の引上げ、引下げおよび還付廃止が決定された。

輸出増値税還付率調整	製品	適用開始日 ^{注2}
還付率引上げ	<ul style="list-style-type: none">一部の高付加価値率製品(医療製品等)とうもろこし製品(コーンスターチ等)^{注1}一部の繊維製品/衣料品	2015 年 1 月 1 日
還付廃止	ホウ素を含有する合金鋼	2015 年 1 月 1 日
還付率引下げ	人毛または獣毛を原料とする製品の一部(ウィッグを含む)	2015 年 4 月 1 日

注 1: 2015 年 12 月 31 日までの 12 カ月間の時限措置である。

注 2: 輸出申告書に記載の輸出日を基準とする。

➤ [原文\(英語\)はこちら](#)

英国

支払処理の VAT 取扱い、欧州連合司法裁判所に付託へ

上級審判所は、National Exhibition Center Limited が請求する予約手数料はデビットカード/クレジットカード取扱手数料に該当し、非課税であるとの第一次審判所の決定を支持する判決を下した。予約手数料はひとまとまりのサービスに対する対価の一部であるため標準税率の対象であるとする、英国歳入関税庁(HM Revenue & Customs(HMRC))の主張が退けられることとなった。ただし、上級審判所は、当該予約手数料の VAT(Value Added Tax: 付加価値税)取扱いを最終的に決定するには、欧州連合司法裁判所の判断が必要であるとした。

➤ [原文\(英語\)はこちら](#)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/git

問い合わせ

税理士法人トーマツ 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス担当者

東京事務所	岡田 力	Tel : 03-6213-3800
札幌事務所	小嶋 誠也	Tel : 011-271-2075
仙台事務所	千田 文晴	Tel : 022-722-0594
新潟事務所	松浦 哲也	Tel : 025-368-8801
長野事務所	松浦 哲也	Tel : 026-227-9822
高崎事務所	黒田 孝次	Tel : 027-367-7501
北陸事務所	横尾 勝人	Tel : 076-232-1701
静岡事務所	和田 直哉	Tel : 054-250-8765
浜松事務所	望月 伸彦	Tel : 053-459-1091
名古屋事務所	奥川 哲也	Tel : 052-565-5533
京都事務所	見延 豊	Tel : 075-231-1120
大阪事務所	原 浩之	Tel : 06-4560-8000
広島事務所	春木 伸治	Tel : 082-222-7066
高松事務所	田中 雅登	Tel : 087-826-1345
松山事務所	宮内 幹太	Tel : 089-913-7320
福岡事務所	友永 良二	Tel : 092-751-9940
鹿児島事務所	北野 聡史	Tel : 099-808-7700

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数者を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。